

思いがけない高額請求 チラシを見て頼んだ廃品回収

事例1 他県に住む親がチラシを見て、廃品回収を事業者へ依頼した。チラシには「廃品回収代金が8万円」と書かれていたが、実際には47万円請求され、支払ってしまった。(80歳代 男性)

事例2 不用品の処分をしてもらおうと、投げ込みチラシの事業者へ電話をすると「費用は3万円くらい」と言われたが、来訪すると30万円を提示された。高いとは思ったが、仕方なく支払った。(60歳代 女性)



🍁🍂🍁🍂🍁 ひとことアドバイス 🍂🍁🍂🍁🍂

- 投げ込みチラシ等を見て事業者へ廃品回収を依頼する場合、チラシに掲載されている金額で契約出来るとは限りません。事前に複数の事業者から見積もりを取り、料金だけでなく作業内容も比較検討しましょう。
- 作業終了後に突然高額な金額を請求されるケースもあります。契約時や作業開始前に追加料金がないか確認しましょう。
- 作業時は家族や周りの人に立ち会ってもらうことも大切です。
- 不審に思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。(消費者ホットライン 188)。



生活安全情報

長井警察署生活安全課から

平成30年8月下旬、長井市内の男性宅に「うそ電話詐欺」と思われる不審電話がありました。厚生労働省

の職員を名乗る男から名前、家族構成、健康状態などについて質問があり、不審に思って名前を尋ねたところ、男は一方的に電話を切っています。最近では、NHK、県職員をかたる不審電話が相次いでおり、今後、金銭を要求する「うそ電話詐欺」につながる可能性があります。このような電話があった際は、すぐに警察に相談してください。



古くなった灯油は使わないようにしましょう

- 灯油は保管方法を誤ると日光や熱による変質、水や異種の油などの混入により「不良灯油」になることがあります。
- 不良灯油を石油暖房機器に使用すると、少量でも異常燃焼や機器の故障につながり危険です。
- 保管するときは、灯油専用容器に入れ、日光や雨の当たらない場所に置きましょう。
- シーズン中に使い切れなかった場合や、長期保管し変質の可能性がある灯油は決して使用せず、購入した石油販売店に相談するなどして安全に廃棄しましょう。

10月・11月の消費生活法律相談

10月11日(木) 13:30~15:30

11月 8日(木) 13:30~15:30

* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072